

第1章 環境施策の概要

1 環境問題の歴史

本県では、昭和47年の本土復帰以降、沖縄振興開発計画に基づく各種の社会資本整備を始めとする開発が急速に進んだ結果、自然破壊や公害、赤土等流出などの環境問題をもたらしました。

そこで、県は昭和47年に「沖縄県公害防止条例」を制定したのをはじめとして、「沖縄県自然環境保全条例（昭和48年制定）」、「沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年制定）」、「沖縄県環境影響評価条例（平成12年制定）」等の条例を制定し、環境保全対策への取組を推進してきました。

その結果として、本県の環境問題は改善の傾向を見せておりますが、赤土等流出問題や米軍基地から発生する航空機騒音などの依然として未解決の環境問題を残しています。

これらの問題に加え、今日の環境問題は、都市化の進展に伴う廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁などの生活に密着した環境問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊などの国境を越えた地球規模の環境問題まで複雑化・多様化してきております。

こうした背景のもと、県では、これらの環境問題に適切に対処し、新たな環境施策を積極的に展開していくため、本県の環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、環境施策の基本的な方針を示した「沖縄県環境基本条例」を平成12年に制定しました。

また、同条例で定めた基本理念の実現に向け、本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画として、「沖縄県環境基本計画」を平成15年4月に策定し、環境保全対策に取り組んでいるところです。

2 環境保全の基本方向

本県では、沖縄県環境基本条例で目指す『豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現に向け、次のとおり環境保全に関する施策を推進していきます。

(1) 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり

大気環境に係る環境基準を維持・達成するため、大気環境測定局における監視測定を強化し、河川、地下水、土壌の環境を保全するため、事業場に対する監視指導体制を強化するとともに、水環境の保全に対する普及啓発活動を実施します。

赤土等の流出については生態系だけでなく水産業や観光産業にも大きな影響を与えていることから、条例に基づき事業現場からの流出防止に努めるとともに、中・長期的な計画のもと、関係機関と連携して総合的、効果的に流出防止対策を推進するため、河川、海域における赤土等流出に係る環境保全目標の設定に取り組むこととしております。

米軍基地に起因する環境問題については、依然として航空機騒音が環境基準を超過している状況にあることから、監視体制を強化するとともに、米軍や国に対して「航空機騒音規制措置」の厳格な適用を強く要請していきます。

廃棄物対策については、県民・事業者・行政が一体となって廃棄物の排出を抑制し、減量化や再生利用等を進め、持続可能な循環型社会を実現するため、ごみの減量化・リサイクルの普及啓発活動に努めています。

また、新たな管理型最終処分場を確保するため、公共関与による産業廃棄物等の処理施設の整備に取り組むとともに、県内の産業廃棄物の排出抑制や再生利用及び適正処理を一層促進するため、平成18年度からの産業廃棄物税の導入を目指しています。

(2) 人と自然が共生する潤いのある地域づくり

やんばる地域に生息する希少動物の保護を図るため、平成12年度から移入種対策事業（マングース対策事業）を実施しており、今後はマングースの北上防止柵の設置等の対策により、絶滅のおそれのある野生動物等の保護・啓発を推進します。

また、サンゴ礁の保全対策、石垣島周辺及びやんばる地域の国立公園化を支援するとともに、琉球諸島の世界自然遺産登録に向けた取り組み、保全利用協定の締結促進など、本県の自然環境の保全のための施策を総合的に推進していきます。

(3) 環境保全活動への積極的な参加

自然との触れ合いを通じて県民の環境への関心を高めてもらうことを目的として、県民環境フェアや環境月間等のイベントを開催するとともに、自然観察会、水生生物調査などの自然体験活動を推進します。

また、環境教育プログラムの作成、環境教育の推進に関する基本方針の策定や環境教育研究推進校、環境教育モデル校の指定を行うことで、環境教育を総合的に推進します。

(4) 地球環境の保全に貢献する社会づくり

地球温暖化対策を推進するため、平成15年に策定した「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、地球温暖化防止活動推進員の設置や地域協議会の設置を促進することで、温室効果ガス8%削減の目標達成を目指します。

また、県庁内部の温暖化対策として、環境保全率先実行計画に基づくエコオフィス活動の推進に取り組むとともに、庁舎設備の省エネ機器への切り替えに要する経費を光熱水費の削減分でまかなう「E S C O事業」の導入を検討します。

第2章 環境施策の指針

1 沖縄県環境基本計画

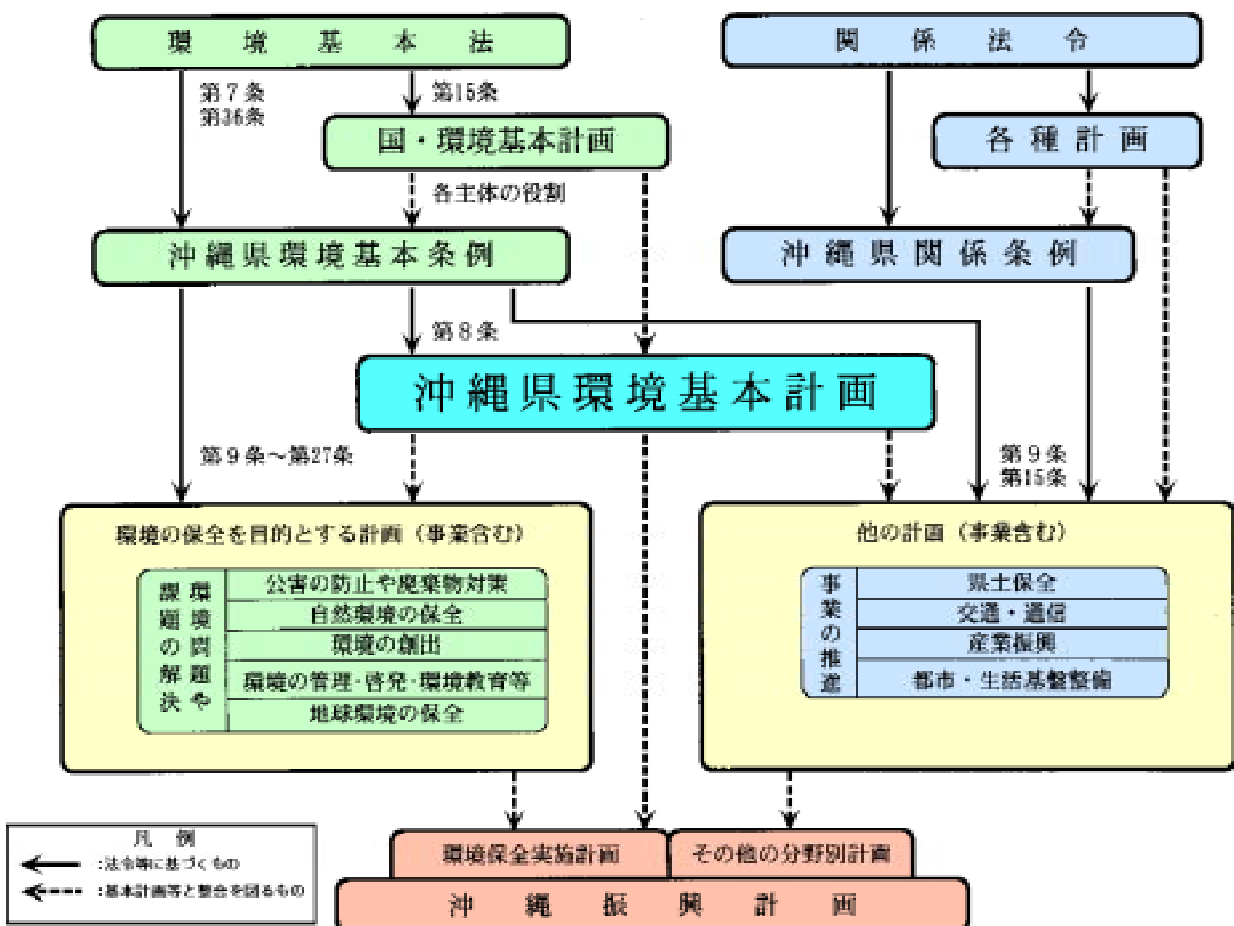
本県では、今日の複雑化・多様化した環境問題に適切に対処し、新たな環境施策を積極的に展開していくため、環境政策の基本的な方針を示した「沖縄県環境基本条例」を平成12年に策定しました。

また、同条例で定めた基本理念の実現に向け、本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画として、平成15年4月に「沖縄県環境基本計画」を策定しました。

この計画では、「豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県」の実現に向け、目指す将来像として「循環」、「共生」、「参加」、「地域環境保全」をキーワードとして施策の長期的目標及び方向性を明らかにしています。

なお、当計画の期間は平成15年度から平成24年度までの10年間です。

図2-1 環境保全に係る法令・計画等の位置付けと役割



2 沖縄県環境保全実施計画

(1) 計画策定の趣旨と性格

本県では、美しい沖縄を次の世代に引き継ぐとともに、県民が安らぎと潤いのある生活を享受できる地域社会を形成するため、自然環境の保全及び創造に努め、環境共生型社会の構築に向けて取り組む基本方向及び具体的な施策を定めた「沖縄県環境保全実施計画」を策定しました。

同計画は、沖縄振興計画（平成14年度～平成23年度）における環境の保全及び創造に関する施策の短期の具体的計画として位置づけられています。

(2) 計画の期間

この計画（第1次計画）の期間は、平成14年度から平成16年度までの3年間となっており、第1次計画の進捗状況等を踏まえ、平成17年度からは、平成19年度までの3か年を期間とする第2次計画がスタートすることになっています。

(3) 施策の指標及び平成16年度の実績

表2 - 1 循環型社会の構築に関する指標

指標名	単位	平成13年度 (基準年)	平成16年度 (目標)	平成16年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成23年度 (目標)
一般廃棄物の排出量	千t/年	507	486	488 (H14)	480	474 (H22)
一般廃棄物の再生利用率 (再生利用量/排出量)	%	8	16	11 (H14)	20	24 (H22)
一般廃棄物の最終処分率 (最終処分量/排出量)	%	26	24	19 (H14)	18	13 (H22)
産業廃棄物の排出量	千t/年	2,011	2,126	1,938 (H15)	1,921	1,920 (H22)
産業廃棄物の再生利用率 (再生利用量/排出量)	%	41	44	46 (H15)	47	48 (H22)
産業廃棄物の最終処分率 (最終処分量/排出量)	%	17	14	12 (H15)	10	8 (H22)

表 2 - 2 自然環境の保全・活用に関する指標

指 標 名	単 位	平成13年度 (基準年)	平成16年度 (目標)	平成16年度 (実績)	平成19年度 (目標)	平成23年度 (目標)
自然環境保全地域の 指定	箇所 /累計	12	12	12	14	16
自然公園区域の指定	箇所 /累計	6	6	6	7	8
鳥獣保護区の設定	箇所 /累計	26	25	25	26	30
保全利用協定の認定	協定数 /累計	-	2	1	5	8
海域での赤土堆積ラン ク5以下の地点割合	%	75	83	83	91	100
温室効果ガスの排出 量	千t/年	13,000	12,400	13,423 (H14)	11,800	11,000
大気環境基準の達成 率	%	80	90	90	90	100
河川環境基準の達成 率	%	83	89	86	90	93
海域環境基準の達成 率	%	100	100	92	100	100

「沖縄県環境基本計画」及び「沖縄県環境保全実施計画」の全文は環境政策課のホームページで確認できます。

アドレス：<http://www.pref.okinawa.jp/kankyo.html>

第3章 環境トピックス ～エコツーリズムの推進～

1 取り組みの目的

適正で持続可能なエコツーリズムの推進のためには、環境負荷や環境容量等に留意したシステムの構築が必要不可欠であり、特に保全利用協定の認定には、専門的な知見、事業の推進体制（ワーキンググループ）の確立等が要求され、重点推進地域における調整等が必要になります。以上のことから、エコツーリズム重点推進地域（西表島及びやんばる地域）における実地調査及び国内外先行事例の調査を行い、その調査結果に基づき、「保全利用協定の手引き」の作成、保全利用協定の認定に向けた作業及び拠点施設整備の検討等を行いました。

2 取り組みの背景

沖縄県は、暖かい黒潮の影響による「亜熱帯海洋性気候」に育まれた生態系をなし、多くの貴重な固有種が生息、生育し、その知名度は国内外でも非常に高く、平成16年の県内入域観光者数は約515万人に達しました。そのような中、観光者自らが参加する「体験型」のプログラムが大いに注目を集め、自然体験活動やエコツアーなど県内の「自然、文化、伝統」などをテーマにした体験活動が盛んに行われています。平成14年度は国連・国際エコツーリズム年として、「エコツーリズム国際大会・沖縄」が開催され、世界24の国や地域からの参加者を始め、多くの県民の関心も集まりました。さらに、平成14年4月に施行された沖縄振興特別措置法では環境保全型自然体験活動の推進が謳われています。

しかし、新たな産業として注目が高まると同時に、訓練されていないガイド、活動理念の無い事業者などの問題点が指摘され、自然や文化、伝統資源への配慮の無い自然体験活動、エコツアーが資源の枯渇へつなぐとの懸念が出始めました。

これらの問題、課題に対応するため沖縄振興特別措置法に基づき、環境保全型自然体験活動の推進と同時に、その活動を実践する際の事業者間ルールである、保全利用協定のシステムの構築およびその普及に取り組んでいます。

3 取り組み項目

- ア 全県的なエコツーリズム推進機関の設立の検討
- イ エコツーリズム認定制度の構築の検討
- ウ エコツーリズムに関する情報発信
- エ 保全利用協定の手引の作成
- オ やんばる地域・西表島・慶良間諸島における保全利用協定の認定に向けた取り組み
- カ エコツーリズム拠点施設の整備の検討

4 保全利用協定の概要

保全利用協定とは

保全利用協定とは、「環境保全型自然体験活動を行う場所の適正な保全と利用を行うために、地域住民・関係者からの意見を適切に反映しつつ、事業者間で自主的に策定・締結するルール」のことです。締結・申請された協定が自然環境の保全上適切である場合には、沖縄県知事が認定を行うこととなります。平成14年4月より施行された新「沖縄振興特別措置法」に主要な施策として盛り込まれた、法的な裏づけのある国内初の制度です。

保全利用協定は、「保全」と「利用」双方のバランスをとりながら、次世代に豊かな自然・文化を継承し、同時に観光産業の持続的な発展を図ります。また、地域で活動する事業者の自主的なルール作りを進めることにより、地域に合った具体的で、実効性のある取り組みを目指します。

保全利用協定制度は何のため？

この制度は、フィールドの自然や文化を保全し、その利用に責任が持てる事業者の活動を支援することを目指しています。フィールドの利用と保全を両立させることができる事業者がたくさん現れることで、一般の来訪者へもその意識・行動が波及していくと考えられます。また、体験プログラムに参加しようとする来訪者が協定締結事業者を選定できる仕組みを作ることで、真の意味での“環境保全型自然体験活動”が定着し、広がっていくはずで

保全利用協定における事業者の責任と利益

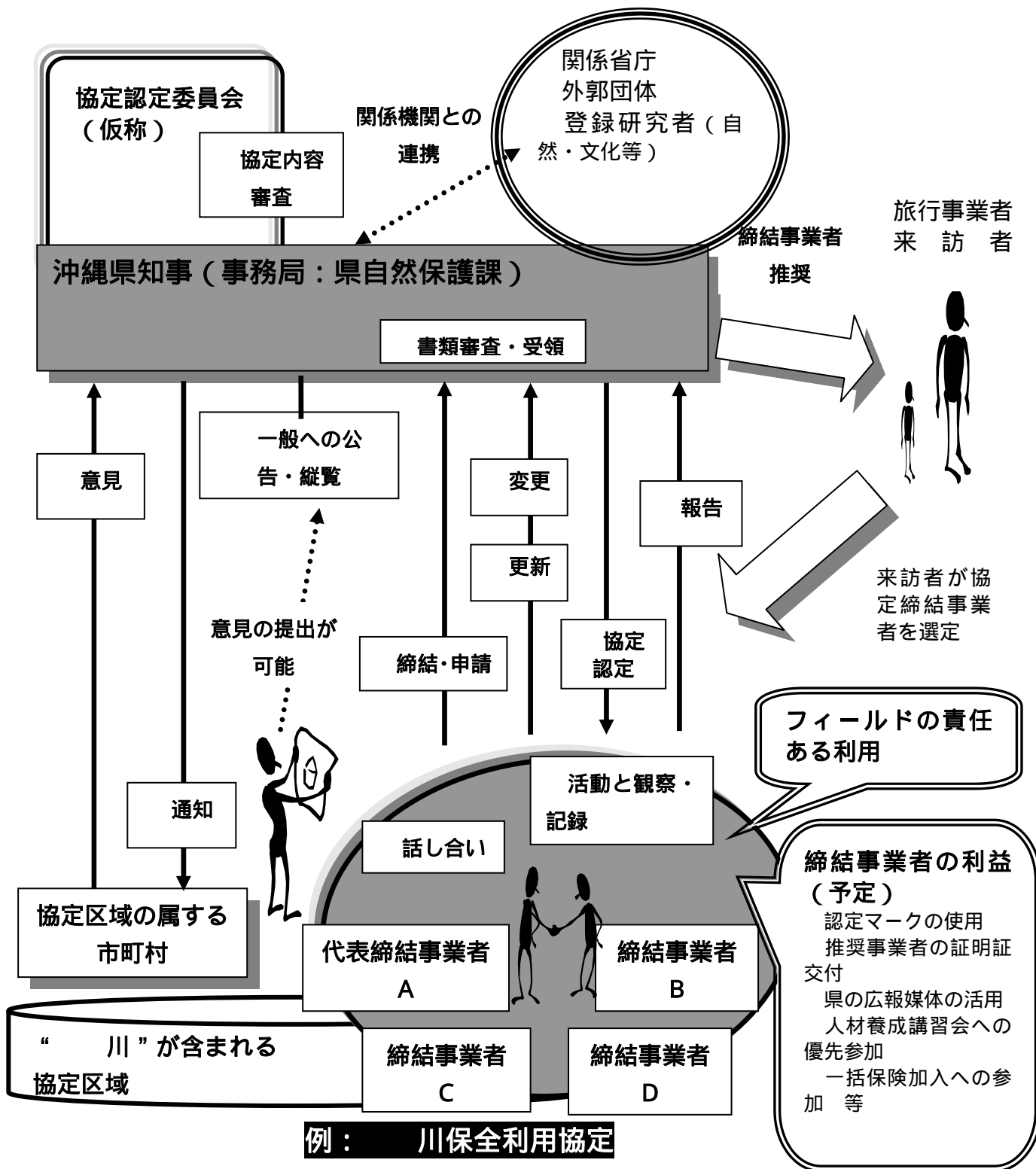
保全利用協定制度は、「保全」と「利用」双方の推進を図ることを目指しています。事業者が協定を守りながら、適正にフィールドを使用し、そして清掃活動やフィールドの観察・記録といった活動を行うことで、はじめて持続的な資源利用が実現します。この意味で、協定締結事業者はフィールド使用に関して、一定の責任を負うこととなります。一方、そのような事業者には責任に見合うだけの利益が供与されることとなります。協定締結事業者のロゴマークの使用に加え、講習会・勉強会への優先参加、県の広報媒体の活用など、様々な活動の支援がなされます。

地域にとっての保全利用協定

保全利用協定は、「事業者間で自主的に策定・締結する」ものですが、同時に協定区域が属する地域の理解・協力が不可欠でもあります。事業者は地元関係者（公民館長や住民等）や、地域で活動する農林漁業者等と資源を利用する旨と保全の具体的な方策について理解・協力を得る必要があるのです。

一方、地域にとって保全利用協定はどのような意味合いをもつのでしょうか。大きなポイントとして、地域資源の利用について住民が事業者の活動に対して意見や希望を伝える枠組みができるということが挙げられます。この制度の中では、地域での話し合いの場や協定の公告・縦覧、地元自治体からの意見聴取等の仕組みが設定されています。

5 保全利用協定の認定までの流れ



6 仲間川地区保全利用協定の概要

西表島の仲間川をフィールドに活動している5事業者（動力船2事業者、カヌー3事業者）によって平成16年2月に仲間川地区保全利用協定が締結されました。

締結の際には、県や国、地元行政も積極的に関わり、二度の地域住民との意見交換会の開催、土地所有者からの同意等を踏まえ、地域住民等の理解を得た上での締結となっています。

同年2月24日には県に認定の申請がなされ、沖縄振興特別措置法の規定に基づき、広告・縦覧、竹富町長への意見照会を行ったのち、認定基準に沿って審査を行い、同年6月には県知事認定を行いました。

協定の内容は以下の3項目への配慮等が盛り込まれています。

自然環境への配慮

- ・ マングローブ林保護のため、巡航速度を最高20ノット、徐行区間では5ノット以内に制限する。
- ・ 森林生態系保護区域保存地区での猟、魚釣り、動植物の採取等を禁止する。

安全管理

- ・ 潮流、風雨、障害物等を考慮した速力、ゆとりのある運行時間等を考慮した安全航行を行う。
- ・ 行程説明等の安全に関するレクチャーを行う。

地域住民の生活・伝統文化への配慮

- ・ イノシシの狩猟期間は仲間川沿いの山には入らない。
- ・ 地域住民との話し合いの場を設け、フィールドの観察記録の報告と意見交換を行う。

7 沖縄県エコツアーリズムガイドライン 2004

沖縄におけるエコツアーリズム推進にあたって、心がけていただきたいことや守っていただきたいこと（＝ガイドライン）をまとめたものです。訪問客・県民・観光事業者といったエコツアーリズムにかかわるあらゆる主体に向けて作成されています。

ガイドラインの概要

沖縄県を訪れるみなさまへ

- ・ 土地の人々の言葉に耳を傾けましょう。
- ・ おじゃまする気持ちで、訪れる場所のルールを理解しましょう。
- ・ 沖縄の生態系や生活文化に負荷を与える行動は避けましょう。
- ・ ゆったりとしたスケジュールを考えましょう。
- ・ それぞれの地域特産のものを味わいましょう。
- ・ 資源の節約を心がけましょう。
- ・ ごみを少なくすることを心がけ、ごみをだした時は持ち帰りましょう。
- ・ 環境に配慮している事業者を選びましょう。
- ・ 沖縄県の環境保全に関するルールを守りましょう。

訪問客を迎え入れる地域のみなさまへ

- ・地域の自然景観を大切にしましょう。
- ・地域の自然環境の保全に配慮しましょう。
- ・ゴミのない地域づくりをしましょう。
- ・地球環境の保全を意識しましょう。
- ・魅力ある地域づくりを意識しましょう。

観光に関連する事業を営むみなさまへ

- 1 参加型体験観光事業（エコツアー・マリンレジャー・ダイビング・観光施設・観光周遊など）

を営むみなさまへ

- ・自然環境へ配慮された事業運営を行いましょう。
- ・地域とつながりのある事業運営を行いましょう。
- ・ルールに基づいた事業運営を行いましょう。

- 2 宿泊業および飲食店・土産品販売を営むみなさまへ

- ・環境に配慮した上での、お客様への適切な快適性を提供しましょう。
- ・環境に配慮した地域づくりに貢献しましょう。
- ・活力ある地域づくりに貢献しましょう。